

財団法人横浜市消費者協会寄附行為

昭和54年3月30日 許 可
平成10年1月23日 一部変更
平成12年4月19日 一部変更
平成15年2月 9日 一部変更
平成17年5月24日 一部変更
平成19年9月28日 一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人横浜市消費者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、消費者教育及び啓発並びに消費者活動支援並びに消費者保護事業を推進することによって、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 消費生活に関する講座・講演会等の開催及び啓発資料等の発行
- (2) 消費生活に関する相談及び苦情処理
- (3) 消費生活に関する商品テストその他商品の実習
- (4) 消費生活に関する資料の収集及び展示
- (5) 消費生活に関する情報の収集及び提供
- (6) 消費者の主体的な活動支援のための施設の提供
- (7) 横浜市から委託される横浜市消費生活総合センターの管理・運営及びその他消費生活に関する事業
- (8) 横浜市から委託される特定計量器の定期検査に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又は全部若しくはその一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

(事業計画及び予算の変更)

第12条 事業年度の途中において、事業計画及び予算の変更の必要が生じた場合には、理事長は、理事会の議決を経て、補正予算等を定めることができる。

(事業報告、決算及び財産目録)

第13条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、毎事業年度終了後遅滞なく、理事長が作成し、監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。

第3章 役員、評議員、参与及び職員

(役員の種類と種類等)

第14条 理事は、7人以上13人以内とする。

2 理事の構成は、消費者代表等を中心として、学識経験者及び行政関係者で構成する。ただし、行政関係者は、理事総数の3分の1以下とする。

3 役員は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1人
- (2) 常務理事 1人
- (3) 前2号以外の理事 5人以上11人以内
- (4) 監事 2人

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長及び常務理事は理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を統括する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して、通常の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員現在数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員)

第19条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、15人以上20人以内とする。
- 3 評議員は、理事会において選任する。
- 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 第17条及び第18条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、第18条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

(参与)

第20条 この法人に参与を置くことができる。

- 2 参与は、役員又は評議員を兼ねることはできない。
- 3 理事長は、専門的見地から助言又は意見を求める事項が生じたときは、理事会の同意を得て、参与を委嘱することとし、その任期は理事会の定めるところによる。
- 4 理事長は、参与から助言又は意見を聴取するために、必要に応じて参与を招集する。

(事務局)

第21条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置し、事務局に事務局長その他必要

な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

(職員の任務等)

第22条 事務局長は、理事長等の命を受け、理事会の議決に基づき、この法人の業務の企画・立案及び執行に関する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 職員は、事務局長の命を受け、この法人の業務を処理する。

3 事務局長は、消費生活相談業務等の処理のため必要があるときは、理事長の承認を得て、嘱託員を置くことができる。

4 職員の給与等は、別に定める。

第4章 会議

(理事会)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(招集)

第24条 理事会の定例会は、毎事業年度2回招集することとし、理事長は必要に応じて臨時に招集することができる。

2 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

3 理事長は、理事現在数の3分の1以上、又は監事2人から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。この場合において、前2条の規定の適用については出席した理事とみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名(書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名

人2人以上が、署名押印しなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

4 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

5 評議員会は、この寄付行為に別に定めがあるもののほか、理事長の諮問に応じて、この法人の運営に関する重要な事項について調査審議し、その結果を報告し、又は意見を述べることができる。

6 第25条から前条までの規定は、評議員会の定足数、議決、書面表決、又は議事録について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必用な事項は、理事会で定める。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号の規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を経、かつ、主務官庁の承認があつたときは解散する。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散のときに存する残余財産は、横浜市に寄付する。

第6章 補則

(委任)

第33条 この法人の、業務を行うために必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則 (昭和54年3月30日認可)

(設立初年度の事業年度)

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあつた日から昭和55年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び予算)

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(設立当初の役員)

3 この法人の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任

期は第17条の規定にかかわらず昭和56年3月31日までとする。

| | | |
|------|---------|---------------------|
| 理事長 | 松 林 義 幸 | (横浜市助役) |
| 副理事長 | 関 口 保 道 | (横浜市経済局長) |
| 〃 | 澤 智 勢 子 | (横浜市婦人団体連合会会長) |
| 常務理事 | 河 合 栄 一 | (横浜市経済局価格対策部長) |
| 理 事 | 古 川 ア キ | (横浜市婦人団体連絡協議会副会長) |
| 〃 | 久 保 シズエ | (横浜市消費生活研究会会長) |
| 〃 | 甲 斐 麗 子 | (消費者代表) |
| 〃 | 吉 田 美智子 | (消費者代表) |
| 〃 | 林 敏 夫 | (国民生活センター試験室長) |
| 〃 | 倉 沢 弘 泰 | (日本消費者協会専務理事) |
| 〃 | 地 引 彰 | (横浜市経済局消費経済課長) |
| 監 事 | 菅 原 孝 子 | (神奈川主婦同盟支部長) |
| 〃 | 永 田 幸 雄 | (横浜市経済局総務課長) |

附 則 (平成10年1月23日一部変更)

この寄付行為は、平成10年1月26日から施行する。

附 則 (平成12年4月19日一部変更)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。ただし、評議員は第19条第3項の規定にかかわらず別紙評議員名簿のとおりとし、その任期は、第19条第5項の規定により準用する第17条第1項の規定にかかわらず、平成13年6月30日までとする。

別紙評議員名簿

| | | |
|-----|---------|--------------------|
| 評議員 | 土 屋 泰 子 | (横浜市消費生活推進員・鶴見区代表) |
| 〃 | 前 原 郁 子 | (〃 ・神奈川区代表) |
| 〃 | 今 井 らく子 | (〃 ・西区代表) |
| 〃 | 服 部 孝 子 | (〃 ・中区代表) |
| 〃 | 三 浦 フミ子 | (〃 ・南区代表) |
| 〃 | 林 壽美子 | (〃 ・港南区代表) |
| 〃 | 橘 みさお | (〃 ・保土ヶ谷区代表) |
| 〃 | 峯 宇 伶 子 | (〃 ・旭区代表) |
| 〃 | 杉 田 愛 子 | (〃 ・磯子区代表) |
| 〃 | 井 出 喜 久 | (〃 ・金沢区代表) |
| 〃 | 牧 田 香 代 | (〃 ・港北区代表) |
| 〃 | 永 島 栄 子 | (〃 ・泉区代表) |

- 〃 桐 潤 敏 子 (〃 ・瀬谷区代表)
- 〃 長 井 圓 (神奈川県大学法学部教授)
- 〃 森 千 恵 (鎌倉女子大学家政学部教授)
- 〃 小 俣 弘 (横浜市商店街総連合会副会長)
- 〃 伊 藤 博 通 (日本チェーンストア協会関東支部参与)
- 〃 富 岡 俊 次 (横浜市経済局総務部消費経済課長)

附 則 (平成15年2月9日一部変更)

この寄附行為の変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月24日一部変更)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成19年9月28日一部変更)

この寄附行為の変更は、主務官庁の認可のあった日から施行する。